

支援を要する子どもへの支援



特別児童扶養手当

こども課 ☎0494-75-4101

身体または精神に重い障害がある20歳未満の児童を家庭で育てている方に支給します。ただし、所得制限があり本人や同居親族の所得状況により、手当が全額支給停止となる場合があります。

※特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月に現況届の提出が必要です。



未熟児養育医療給付

こども課 ☎0494-75-4101

身体が未熟なままで生まれ、入院治療を要するお子さんに対して、その治療に必要な医療費を県や町で負担する制度です。出生後2週間以内にこども課へ申請が必要です。



障害者手帳

福祉課 ☎0494-75-4109

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類あり、障害の程度に応じて各種のサービスを受けるために必要な手帳です。手帳の交付には申請が必要です。

重度心身障害者医療費

福祉課 ☎0494-75-4109

重度の心身障害者手帳が交付されている方を対象に、医療保険制度で医療機関等を受診した場合、医療費の一部（高額療養費、附加給付金、入院時食事療養費標準負担額等を除く）を支給します。

育成医療

福祉課 ☎0494-75-4109

身体に障害がある、または将来障害を残すと認められる疾患があるお子さんが、その身体障害を除去、軽減する手術等により確実に治療の効果が期待できる場合に、その治療に必要な医療費を支給する制度です。

児童発達支援事業

福祉課 ☎0494-75-4109

こども課 ☎0494-75-4101

就学前の障害を持つ乳幼児を対象に、遊びや運動を通して発達を促すとともに、その子にあった関わり方の指導等を実施します。事前に保健師等により乳幼児の状況を確認し、福祉課への申請が必要です。

児童発達支援所への移動に要する自動車等の運行に伴う燃料費の一部給付も福祉課で行っています。

ひとり親家庭の支援



児童扶養手当

こども課 ☎0494-75-4101



父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を育てている方や、児童を育てている父または母に一定の障害があるときに支給します。ただし、所得制限があり、本人や同居親族の所得状況等により、手当が一部または全額支給停止となる場合があります。申請の翌月から手当の対象となります。

※児童扶養手当を受けている方は、毎年8月に現況届の提出が必要となります。

●申請に必要な物

- ・印鑑
- ・保護者の預金通帳
- ・マイナンバーカードまたは個人番号がわかるもの（子どもと保護者）
- ・その他必要書類

ひとり親家庭等医療費

こども課 ☎0494-75-4101



ひとり親家庭等の児童とその児童を育てている父、母または養育者を対象に、医療保険制度で医療を受けた場合、その医療費の一部を支給します。ただし、所得制限等があります。

※高額療養費、附加給付金、入院時食事療養費標準負担額等を除きます。

なお、保育所・幼稚園・学校等で加入している「日本スポーツ振興センター災害共済給付金」の医療給付を受ける場合は、『こども医療費』および『ひとり親家庭等医療費』は支給対象外となります。

●申請に必要な物

- ・保護者の預金通帳
- ・その他必要書類

母子および父子ならびに寡婦福祉資金貸付制度

こども課 ☎0494-75-4101



埼玉県が母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために必要な資金を貸付ける制度です。貸付額は、必要経費および貸付限度額の範囲内で償還可能な額を審査で決定します。

